

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

| 項目 | 措置対象業者 | 停止期間 |
|-------|-------------------------------|------|
| 商号 | 株式会社 西原環境 | 1か月 |
| 代表者氏名 | 代表取締役社長 ヤニック・ラット | |
| 本店所在地 | 東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー3F | |

3 入札参加停止の理由

日本下水道事業団が発注した「室蘭市蘭東下水処理場他汚泥処理設備工事その11」において、工事関係者に死亡者を生じさせた事故について、平成30年7月27日、労働安全衛生法違反の罪で法人としての上記業者及び上記業者の使用人が起訴された。

4 停止期間の始期及び終期

平成30年10月2日から平成30年11月1日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

| 措置要件 | 措置期間 |
|--|------------|
| 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 1か月以上9か月以内 |